

監修 プライスウォーターハウスクーパース マネジメント株式会社
会長 五味 雄治

2005年に同時文書化規定の導入(中国)

2月、税理士法人中央青山(プライスウォーターハウスクーパース)は中国国家税務総局の国際税務責任者を招き、パネル・ディスカッション形式で東京及び大阪にて中国移転価格税制セミナーを開催した。本セミナーにおいて、中国国家税務総局関係者は本年度中に「同時文書化管理弁法」の公布を目指していることを明らかにした。

新法には、納税者が関連企業間取引に関して申告すべき内容や作成、保存、提出すべき資料(ベンチマーキングなど移転価格設定の妥当性を立証する資料等)について明確な指針を与えるとともに、税務当局担当者が調査にあたり入手すべき資料とその使用方法等、管理規範となるべき内容も含まれるとされている。また、同関係者は中国の移転価格税制を国際慣行に見合うものに整備することを明言していたことから、新法の作成にあたっては米国等の先進国にて既に導入されている同時文書化規定やOECD移転価格ガイドラインを参考とされることが予想される。さらに、中国では今後各地の税務当局担当者が参加する新法公布に関する全国レベルでの会議の開催や納税者の文書化対応に係る実態調査の開始を予定している。

最後に、中国では日本と異なり挙証責任が納税者にあることから、中国進出日系企業のほとんどが十分な文書化を行っていない現状を考慮すると、新法の制定を契機に納税者の挙証責任の不履行を根拠として日系企業に対する調査、更正処分が行われるリスクが今まで以上に高まると考えられるため、納税者は早急の文書化対策が望まれる。特に中国の現行法上では、調整額を納期限までに支払った場合にはペナルティー(加算税・延滞税)が課されないため、移転価格上の主なリスクとして存在する推定課税への事前対応が重要となる。

Source: PwC 東京事務所 移転価格部

新優遇税制案「みなし利息控除」(ベルギー)

ベルギー政府は、2010年未までに廃止が決まったコーディネーション・センター税制に替わる新たな外資誘致政策の一環として、今年1月、資本コストにかかわる「みなし利息控除(notional interest deduction)」を導入する提案を発表した。通常は、負債コストである支払利息について税務上の控除を認めるのが一般的であるが、資本コストにも「みなし利息」を認めて、損金算入を認めるという制度である。詳細は決定していないが、提案によると、利益剰余金を含む資本勘定に「みなし利率」を乗じた額を、一定の条件の下で損金扱いとする予定である。このみなし利率は、ベルギーの十年国債に連動させ、定期的に当局が公表する予定となっている。

当該制度が導入されると、資本勘定の大きなベルギー居住企業には、ベルギー法人税制上、大きな節税効果が期待できることになる。さらに今後の資金調達政策にも大きな影響を与える。したがって、既にベルギーに投資している日本企業やベルギーに投資を検討している企業には朗報といえるだろう。

同提案は、2005年6月30日までに国会で採択され、2006年1月1日付で発効すると見込まれている。

Source: PwC Belgium 日本企業部

経済連携協定による関税削減の機会(メキシコ)

2005年4月1日、日本・メキシコ経済連携協定(正式には、「経済上の連携の強化に関する日本とメキシコ合衆国との間の協定」、通称日本・メキシコ自由貿易協定)が発効し、関税の撤廃・減免を軸とする日本・メキシコ

間の貿易自由化に向けた枠組みが確立された。既にメキシコにおいて産業分野別生産促進プログラム(通称 PROSEC)等の関税優遇措置を利用している日系企業にとっては協定による関税メリットは限定的なものとなるが、特定の高関税品目(特に自動車(完成車)、鉄鋼・鉄鋼製品、繊維・アパレル、建設機械等)に関しては短期的に見ても大きな関税減免メリットが見込まれている。また、中長期的にはその他の高関税品目についても関税撤廃・削減効果による新規輸出ビジネスの創出・拡大が期待されている。同協定税率の適用に必要な「原産地規則の充足」や「原産地証明書の取得」に関するアドバイス、協定のメリットを最大限享受するための調達戦略に関するアドバイスを受け同協定を最大限に活用することが望まれる。

なお、同協定は、投資、金融サービス、商用目的での国民の入国および一時的な滞在等についても網羅している。

Source: PwC 東京事務所 関税チームニュース

移転価格税制の適用対象の拡大(英国)

歳入庁は、3月4日、移転価格税制上、関連者により特定事業にかかわる融資において行われている租税回避行為に対する対策措置を発表した。歳入庁によると今回の措置は、特殊なストラクチャーを仕組むことで融資コストに関する税額控除を増加させるような租税回避行為を阻止し、移転価格税制を全てのビジネスにおいて同様に適用し公平な競走を促すことを目的としているという。

具体的には、たとえば、企業やパートナーシップ、個人などの複数の者(parties)が、事業に共同で融資することによりその事業を集合体として支配できるようになる場合や、当該事業に対して複数の者が集合体として支配関係をもつようになった過去6ヶ月以内に当該事業への融資の取り決めが行われたような場合を移転価格税制の対象とする。

歳入庁は、一定の経過措置を設定しているものの、新規則の適用を回避する事態を防ぐべく、この発表日である3月4日付けで新規則を即日発効すると発表した。

新規則は、プライベート・エクイティおよびベンチャーキャピタルが最も影響を受けるとみられる。英国ベンチャーキャピタル協会は、そのホームページ上で、対象となるストラクチャリングやリミテッドパートナーシップの利用は、1987年に歳入庁と明確な合意に至ったものであり、これらを租税回避行為であるとして対策を講じたとする今回の新規則は、税収にも貢献している特定分野をターゲットにしているものと強く抗議している。

なお、英国歳入庁は、2004年に過少資本税制を移転価格税制に組み込む改正を行ったているが、同改正を反映した移転価格税制を含む国際税務に関連する“International Manual”が更新され歳入庁のホームページ(<http://www.inlandrevenue.gov.uk/manuals/intmanual/index.htm>)で公表されている。

Source: 英国歳入庁、BVCA

源泉徴収義務者による申告ミス修正プログラム(米国)

昨年11月号の本欄で紹介の通り、内国歳入庁(IRS)は、Section1441 (Withholding on foreign taxpayers)に準拠した任意コンプライアンスプログラム(Voluntary Compliance Program-“VCP”)の実施を発表した。このプログラムは、外国人に対する源泉徴収義務者(withholding agent)の申告ミスおよび報告義務について、その遅延・修正等の理由が合理的なものであると源泉徴収義務者が証明できれば、未納分の納付および利子の支払いを行うが、罰金は免除される任意の情報開示プログラムである。

IRSは、今年2月に入りVCPのガイドラインとなる質問集(FAQs)を発表した。このFAQsにより制度の趣旨等が明らかになった。IRSは、VCPあるいは税務調査を行うことで全産業にわたりコンプライアンスを100%徹底させる意向である。VCPの参加は源泉徴収義務者が自由に決定できるが、税務調査より寛容なコンプラ

イアンス制度を設け参加を促すことで、源泉徴収者の体制上の間違いを特定したり、また追徴につながるか否かは別として、報告された全ての申告上の間違いに関する情報を収集すること、また、VCPに参加することで、源泉徴収義務者が将来的に同じミスを繰り返さなくなることを制度の目的としている。VCPは、2005年12月31日までの期間暫定的に実施される制度で、2002年以降の申告を対象としており、いかなる年度においても既に税務調査の対象となった場合はこの制度に参加できない。また、VCPは源泉徴収に間違いがないことを確認するための制度ではないため、申告ミス等がなく追加課税が発生しない場合は、制度に参加する必要はない。

なお、FAQsには提出情報のリストや事前相談制度などが紹介されている。

Source: PwC US Newsalert、米歳入庁サイト

REITを巡る印紙税の廃止と源泉税引き下げ(シンガポール)

2月18日、シンガポールの2005年税制改正案(Budget)が発表された。

昨年、個人所得税の税率引下げが見送られたが、2006年賦課年度に21%に、2007年賦課年度に20%への引き下げが発表されたほか、不動産投資信託(REIT)市場の活性化にむけた改正が注目される。

シンガポールでは、最近REITへの関心が高まり、現在まで5つのREITが上場している。また、香港の資産に投資するREITの成功を受け、中国の資産等に投資するクロスボーダーのREITがシンガポール上場に関心を示してきている。政府はこうした動きを受け、シンガポールのREIT上場市場がオーストラリア、マレーシア、香港に比較して優位性を持つよう以下の改正を提案した。まずは、REITに移される不動産に対する印紙税を廃止する。2月18日付けで発効する予定で、5年間で段階的に導入する。印紙税の現行税率は、金額により1~3%の範囲であるが、不動産の価格の大きさを考えるとかなり大きな影響となる。また、非居住法人の投資家が、課税対象所得から配当を行う場合の源泉税率を現行の20%から10%に引き下げる。ただし、同改正はシンガポールの資産に投資するREITに限定して適用されるが、REIT市場活性化にむけた第一歩となる。

Source: PwC Singapore Budget Commentary

移転価格を巡る税務調査を強化(オーストラリア)

オーストラリア国税庁は、移転価格レビュープロジェクトを立ち上げ、移転価格税務調査を強化している。特に、多国籍企業の対豪投資会社(inbound company)、オーストラリアに本社を有する対外投資会社(outbound company)および、知的所有権を含む特定の取引、独立企業原則に関連する使用料の支払いおよび受け取り、関連会社からの借入れを含む一定の取引にレビューの焦点を当てている。調査対象は、オーストラリアで事業を行っている外資系企業にとどまらず、本社を有する事業(Australian headquartered companies)も調査の対象とするとし、実際売上1億ドル超の約20の大企業が、移転価格関連の情報の提供を求められている。

また、現在国税庁の移転価格に関する税務調査や調整を巡る訴訟が少なくとも2件でており注目されている。これらはオーストラリア初の実質的な移転価格税制を巡る裁判であり、判決により移転価格税制の適用や租税条約の解釈の明快な判断が出されるものと思われる。

Source: PwC Australia TaxTalk